

議案第 25 号

市営住宅の明渡し等に関する訴えの提起について

市営住宅の明渡し請求等に応じない者に対し、下記のとおり市営住宅明渡し等請求訴訟を提起することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 6 日提出

市川市長 田 中 甲

記

1 訴えの相手方

(1) 千葉県市川市在住

A（男性）

(2) 東京都江戸川区在住

B（男性）

2 訴えの趣旨

A は、市営住宅の入居者であった訴外 C の同居者として本市から承認を受けたが、その後、訴外 C が家賃（7 箇月分）を滞納したまま死亡し、承継入居の承認を受けることができずに市営住宅に居住し続けている。

そこで、本市は、A に対し、市営住宅の明渡しを求めるとともに、A が権原なく市営住宅に居住し続けた期間の家賃相当損害金（金 309,160 円及び令和 6 年 8 月 1 日から市営住宅を明け渡すまでの間の家賃相当損害金）を支払うよう請求する旨の訴えを提起するものである。

また、当該訴えにおいて、A 及び訴外 C の連帯保証人 B に対し、訴外 C が滞納した家賃（金 126,840 円）を連帯して支払うよう請求するものであ

る。

3 訴訟進行の方針

- (1) 本件訴えの進行上特に必要がある場合には、訴えの追加その他の変更をすることができるものとする。
- (2) 訴えを提起した後、訴訟の進行の段階で、滞納家賃の分割支払等を内容とする和解をすることができるものとする。

理 由

市営住宅の適正な管理を行う必要があることから、市営住宅に権原なく居住し続ける者に対し、市営住宅の明渡し等を請求するほか、同人及び連帯保証人に対し、未納の家賃の支払を請求する訴えを提起するため、提案するのである。